



疑義を避けるために明記すると、国際資本市場協会（ICMA）が発行する外部評価ガイドラインは、ICMA がウェブサイト上で公開している[英語版](#)が公式のものである。この和訳は一般の参照用として提供するものである。

グリーンボンド、ソーシャルボンド、 サステナビリティ・ボンドに係る 外部評価ガイドライン

2018年6月版

外部評価ガイドライン 2018

2018年6月

はじめに

グリーンボンド原則(GBP)、ソーシャルボンド原則(SBP)及びサステナビリティボンド・ガイドライン(SBG) (以下、原則と総称する)は、発行体がグリーン、ソーシャル、サステナビリティの各ボンドの発行又は発行プログラムに関連して、発行する債券又は発行プログラムが原則の4つの核となる要素に適合していることを確認するため、外部評価を付与する機関を任命することを奨励している。

外部評価ガイドライン(以下、本ガイドライン)は、ベストプラクティスの促進を目的としている。本ガイドラインは原則のほか、気候変動債券基準(Climate Bond Standard)の保証枠組み、中国人民銀行と中国証券監督管理委員会が共同で作成した気候変動債の行動アセスメントと認証に関するガイドライン(暫定版)、持続可能な金融に関するハイレベル専門家会合(HLEG)が作成したEUグリーンボンド基準(EU Green Bond Standard)草案、ASEANグリーンボンド基準(ASEAN Green Bond Standards)などの既存の関連ガイダンスを補完する。本ガイドラインは、外部評価機関の職業倫理基準並びに組織、並びに外部評価機関が作製するレポートの編成、内容及び開示に関する自主的な指針を提供する。本ガイドラインは、ICMA事務局の支援を得て、同原則の執行委員会(Executive Committee)が主要な外部評価機関グループと協議の上、共通の取り組みとして策定された。

本自主ガイドラインは、市場ベースのイニシアティブであり、発行体、引受金融機関、投資家及びその他の利害関係者に対する外部評価プロセスに関する情報を提供し、透明性を高めることを目的としている。これらは、全ての関係者の一致した見解を示すよう努め、外部評価機関からのフィードバックおよび原則のメンバーおよびオブザーバーとの協議により定期的に更新される。

外部評価の種類

発行体がグリーンボンド、ソーシャルボンド、サステナビリティボンドのプロセスに対して外部からのインプットを得るための方法は多様であり、市場に供給され得る評価も、そのレベルや種類は様々である。独立した外部評価の対象範囲は様々であり、グリーンボンド、ソーシャルボンド、サステナビリティボンドのフレームワークやプログラム、個々のグリーンボンド、ソーシャルボンド、サステナビリティボンドの発行、裏付けとなる資産及び／又は手続きを対象とし得る。外部評価は大きく分けて以下の形態に分類され、評価提供者の中には分割あるいは統合した形で複数のサービスを提供するものもある。

1. セカンド・パーティ・オピニオン: 発行体とは独立した環境／社会／持続可能性についての専門性を有する機関がセカンド・パーティ・オピニオンを発行することができる。その機関は発行体のグリーンボンド、ソーシャルボンド、サステナビリティボンドのフレームワークにかかるアドバイザーとは独立しているべきであり、さもないとセカンド・パーティ・オピニオンの独立性を確保するために情報隔壁のような適切な手続きがその機関のなかで実施されるものとする。セカンド・パーティ・オピニオンは通常、原則との適合性の査定を伴う。特に、発行体の包括的な目的、戦略、環境面及び／又は社会面での持続可能性に関連する理念及び／又はプロセス、かつ資金使途として予定されるプロジェクトの環境面及び／又は社会面での特徴に対する評価を含み得る。
2. 検証: 発行体は、典型的にはビジネスプロセス及び／又は環境／社会／持続可能性に関する基準に関連する一定のクライテリアに照らした独立した検証を取得することができる。検証は、発行体が作成した内部又は外部基準や要求との適合性に焦点を当てることができる。原資産の環境面又は社会面での持続可能性に係る特徴についての評価を検証と称し、外部クライテリアを参照することもできる。発行体の資金使途の内部的な追跡手法、グリーンボンド、ソーシャルボンド、サステナビリティボンドによる調達資金の配分、環境面又は社会面での影響評価に関する言及又はレポートの原則との適合性の保証もしくは証明を検証と称することもできる。

3. 認証:発行体は、グリーンボンド、ソーシャルボンド、サステナビリティボンドやそれに関連するグリーンボンド、ソーシャルボンド、サステナビリティボンド・フレームワーク、又は調達資金の用途について、一般的に認知された外部のグリーン、ソーシャル、サステナビリティ基準もしくは分類表示への適合性に係る認証を受けることができる。基準もしくは分類表示は特定のクライテリアを定義したもので、この基準に適合しているかは通常、認証クライテリアとの適合性を検証する資格を有し、認定された第三者機関が確認する。
4. グリーンボンド、ソーシャルボンド、サステナビリティボンドのスコアリング／格付け:発行体は、グリーンボンド、ソーシャルボンド、サステナビリティボンドやそれに関連するグリーンボンド、ソーシャルボンド、サステナビリティボンド・フレームワーク又は資金用途のような鍵となる要素について、専門的な調査機関や格付機関などの資格を有する第三者機関の、確立されたスコアリング／格付手法を拠り所とする評価又は査定を受けることができる。そのアウトプットは環境面及び／又は社会面での実績データ、原則に関連するプロセス又は2°C気候変動シナリオなどの他のベンチマークに着目する場合がある。かかるスコアリング／格付けは、たとえ重要な環境面／社会面／持続可能性に関するリスクを反映していたとしても、信用格付けとは全くの別物である。

原則は、外部機関による評価は発行体のグリーンボンド、ソーシャルボンド、サステナビリティボンドやそれに関連するフレームワークの特定の点のみを対象とする部分的なものもあれば、原則の4つの核となる要素全てに適合しているかを評価する網羅的なものもあることを認めている。原則は、外部機関による評価のタイミングが、評価の特性によって異なり得ることや、ビジネス上の秘密保持の観点から評価の公開が制限され得ることを、考慮に入れている。

外部評価機関の倫理的・専門的基準

上記の定義に沿って、異なるタイプの企業が外部評価を提供することができる。これらの企業の活動には、会計事務所や規制された信用格付機関などの専門的な基準や規制によって明示的にカバーされているものもあれば、カバーされていないものもある。外部評価を行う全ての企業は、大きくは以下の5つの基本的な倫理的・職業的原則に従うべきである。

1. 一貫性
2. 客観性
3. プロフェッショナルとしての職務遂行能力と然るべき配慮
4. 秘密保持
5. プロフェッショナルとしての言動

一部の外部評価機関は、既存の職業基準に既に準拠している場合もあれば(例えば、公認会計士)、規制制度に準拠している場合もあり(例えば、規制された信用格付機関)、かかる基準・規制は、本自主ガイドラインの目的の全てではないにしても、その多くを既に網羅している。それでもなお、グリーン、ソーシャル、サステナビリティボンドの発行体に対してサービスを提供する際、関連性が認められる場合には外部評価機関が順守すべき様々な保証サービスの職業上の基準及びセクター横断的な行動規範がある。例えば、外部評価機関は、以下の関連性について特に考慮すべきである:公認会計士のための国際倫理規範([International Code of Ethics for Professional Accountants](#))(特に注意すべきは4B節の「監査及びレビュー業務以外の保証業務に対する-の独立性」)、米国公認会計士協会が制定した証明基準([Attestation Standards](#))、ISAE 3000(改訂版)「過去の財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」([ISAE 3000 \(Revised\), Assurance Engagements Other than Audits or Reviews of Historical Financial Information](#))、IESBA 専門会計士倫理規程ハンドブック第291条「独立性-その他の保証業務」([IESBA Handbook of the Code of Ethics of Professional Accountants, section 291 Independence - Other Assurance Engagements](#))及びAICPA 職業行動規範(AICPA 規範)([AICPA Code of Professional Conduct \(AICPA Code\)](#))。また、[ISO 9001](#) 及び [ISO 14065](#) によって提供される規格、ならびに[責任投資サービス協会\(ARISE\)](#)の認証も基準・規制として適用され得る。

外部評価機関の体系と内容

提供される外部評価の種類によっては、外部評価が、原則の4つの核となる要素に適合していることを確認すること、および原則のリソースセンター (<https://www.icmagroup.org/green-social-and-sustainability-bonds/resource-centre/>) で入手可能なテンプレート(雛形)に必要事項を記入することにより評価レポートの標準的な書式とすることが推奨される。

グリーンボンド、ソーシャルボンド、サステナビリティボンドの外部評価を行う際、外部評価機関は、以下の点を確実にする必要がある。

1. 外部評価を行うための組織構造、作業手順、外部評価実施に必要なその他の手続きを有する。
2. 提供する外部評価の領域をカバーするために必要とされる経験と資格を有する適切なスタッフを雇用する。
3. 該当する場合、専門的分野に係る賠償責任保険の対象範囲に言及する。

外部評価には、以下の情報を可能な限り含む、或いは最低でも閲覧可能かを示す必要がある。

1. 目的、業務の範囲、外部評価者の資格についての一般的な記述
2. 独立性及び利益相反の方針に関する声明文
3. 使用される定義、分析的アプローチ、及び／又は方法
4. 外部評価の限界を含む、外部評価報告書の結論又はアウトプット

提供される外部評価の種類(すなわちセカンド・パーティ・オピニオン、検証、認証、またはグリーンボンド、ソーシャルボンド、サステナビリティボンドのスコアリング／格付け)に応じて、外部評価機関は以下の事項を満たさなければならない。

1. 適格グリーンボンド、ソーシャルボンドの分類上の区分について専門知識を有する。
2. グリーンボンド、ソーシャルボンド又はサステナビリティボンドの発行による調達資金が充当される適格グリーン及び／又はソーシャルプロジェクトが目標とする環境的・社会的便益とインパクトを査定する。
3. 原則の4つの核となる要素との適合性を確認又は審査する。
4. 発行体が特定した、プロジェクトに関連する潜在的に重大な環境リスク及び／又は社会的リスクを、必要に応じて評価する。

外部評価の開示

原則は、必要に応じて発行前又は発行時に発行体のウェブサイト及び／又はその他のアクセス可能な通信経路を利用して、外部評価結果を公表することを奨励している。また、外部評価用のテンプレート(雛形)は、原則のリソースセンター (<https://www.icmagroup.org/green-social-and-sustainability-bonds/resource-centre/>)¹を通じ、オンラインで入手可能としておくことも推奨される。

¹ 発行体や外部評価機関の要請に応じる形で、もはや正当性がない、或いは古いと判断されたオピニオンは、原則のリソースセンターから削除されることがある。

ガイドライン策定参加者

本ガイドラインは自主的なものであり、主要な外部評価機関との協力と協議を経て策定されている。策定に携わった全組織の一覧は、<https://www.icmagroup.org/green-social-and-sustainability-bonds/>で閲覧可能である。

* * *

Japanese language translation courtesy of Japan Credit Rating Agency, Ltd. and review by Daiwa Capital Markets Europe Limited.



コンタクト先:

ICMA Paris Representative Office
62 rue la Boétie
75008 Paris
France
Tel: +33 1 70 17 64 70
greenbonds@icmagroup.org
socialbonds@icmagroup.org
sustainabilitybonds@icmagroup.org
www.icmagroup.org